

第13次鳥獣保護管理事業計画の概要

第一 計画の期間

令和4年4月1日～令和9年3月31日までの5年間

第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項

1 鳥獣保護区の指定

鳥獣保護区は、狩猟を禁止し、鳥獣の安定した生存を確保するとともに、多様な鳥獣の生息環境を保全、管理及び整備することにより、鳥獣の保護を図ることを目的とする。

指定期間は概ね10年間とする。

《指定状況》

期首	128箇所	64,203ha	
期間中減	88箇所	44,926ha	期間満了
期間中増	89箇所	41,910ha	期間更新及び区域縮小等
期末	129箇所	61,187ha	

2 特別保護地区の指定

鳥獣保護区のうち、特に鳥獣の保護を図る必要があると認められる箇所を指定する。

指定期間は概ね10年間とする。

《指定状況》

期首	4箇所	1,460ha	
期間中減	3箇所	1,455ha	期間満了
期間中増	3箇所	1,455ha	期間更新
期末	4箇所	1,460ha	

3 休猟区の指定

狩猟鳥獣の数が著しく減少している場合において、狩猟者の入り込み等を勘案しつつ、狩猟鳥獣の生息数の回復を図る必要がある区域を指定する。

指定期間は3年間とする。

《指定状況》

期首	2箇所	4,640ha	
期間中減	2箇所	4,640ha	期間満了
期間中増	2箇所	4,640ha	期間更新
期末	2箇所	4,640ha	

4 鳥獣保護区の整備等

管理施設の設置（案内板2枚、制札450枚、補助板225枚）

調査、巡視等の計画（鳥獣保護管理員による鳥獣生息調査、法令違反取締り等）

第三 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項

1 鳥獣の人工増殖

キジ放鳥計画に対応する羽数が確保できるよう、人工繁殖業者に対して指導する。

2 放鳥獣

事前調査、放鳥後の調査を行うとともに、特有の生態系を有する島嶼にあって生態系保護上悪影響を及ぼすおそれがある場合や、農作物被害等が多く発生している地域には放鳥しない。

本計画期間内においても、引き続き、鳥獣保護区等にキジを放鳥する。
（第13次計画期間内放鳥計画 630羽×5年＝3,150羽）

第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

1 鳥獣の区分と保護及び管理の考え方

希少鳥獣等，狩猟鳥獣，外来鳥獣，指定管理鳥獣及び一般鳥獣に区分する。

2 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定

「許可しない場合の基本的考え方」，「許可に当たっての条件の考え方」，「わなの使用に当たっての許可基準」，「保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方，及び「鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域に係る捕獲許可の考え方」とする。

なお，鳥獣による生活環境，農林水産業又は生態系に係る被害防止を目的とする場合，鳥獣の種類ごとの許可基準は第15-1表，第15-2表のとおりとする。

第13次計画では，許可件数や捕獲実績が多い鳥獣（ニホンジカ，イノシシ，アナグマ，タヌキ，ニホンザル，ヒヨドリ，カラス，カワラバト（ドバト））について，これまでの「原則として60日間以内」とする捕獲許可期間を「原則として90日間以内」に変更する。

県境を越えて生息分布するイノシシ・ニホンジカについて，隣接県と情報交換，連絡調整を行い，必要に応じて相互の連携を図りながら一斉捕獲を実施する。

3 その他鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

捕獲物等については，鉛中毒事故等の問題を引き起こすことのないよう，原則として，持ち帰ることとし，やむを得ない場合は生態系に影響を与えないよう山野等に放置せず適切な処理を行うものとする。

希少野生鳥獣の生息地であって錯誤捕獲のおそれがある場合は，地域の実情を踏まえつつ，希少野生鳥獣の出没状況を確認しながら，わなの形状，餌による誘引方法等の工夫に加え，設置場所の変更も含めて検討するものとする。

被害防止の目的での捕獲（有害鳥獣捕獲）の中で，生活環境，農林水産業被害に限って，平成13年4月1日から市町村へ許可権限を委譲している。

生活環境に係る被害の防止の目的で住居集合地域等における麻醉銃猟の実施に当たっては，法の許可を得る必要がある。

第五 特定猟具使用禁止区域，特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項

1 特定猟具使用禁止区域の指定

学校の所在する地区，自然観察路，住民の散歩や野外レクリエーションの場として利用されている区域等については，危険防止のため特定猟具使用禁止区域に指定する。

指定期間は10年間とする。

なお，本県では，銃猟使用禁止区域のみ指定する。

《指定状況》

期首	110箇所	48,067ha	
期間中減	41箇所	8,119ha	期間満了
期間中増	41箇所	8,119ha	期間更新
期末	110箇所	48,067ha	

2 特定猟具使用制限区域の指定

該当なし

3 猟区の指定

該当なし

4 指定猟法禁止区域

鉛製銃弾による鳥獣の鉛中毒が生じている又は生じるおそれのある区域について、関係機関及び土地所有者・占有者との調整を行いつつ、指定を行うものとする。

本県では、出水干拓地を平成16年度に指定している。

《指定状況》

指定年度	所在地	名称	指定面積	指定期間
16	出水市	出水干拓地 指定猟法禁止区域	1,350ha	H16.4.1～ (終期を定めない)

第六 特定計画の作成に関する事項

1 特定鳥獣保護管理計画の作成に関する方針

対象鳥獣の地域個体群について、科学的知見を踏まえて専門家や幅広い関係者との合意を図りつつ、保護管理の目標を設定し、これに基づき個体群管理、生息環境管理及び被害防止対策の保護及び管理事業を総合的に講じることにより、科学的・計画的な保護又は管理を推進し、人と鳥獣との適切な関係の構築に資することを目的とする。

本県では、中山間地域などにおいて、ニホンジカ及びイノシシ等による農林業被害が深刻化していることから、ヤクシカ、ニホンジカ及びイノシシの特定計画に基づき当該鳥獣の管理に努める。

なお、同計画では必要に応じて環境大臣の定める捕獲制限等を緩和することが可能となっている。

《特定計画の作成状況》

第二種特定鳥獣管理計画

作成年度	対象鳥獣	計画期間	対象区域	備考
4	ヤクシカ	令和4年4月1日～ 令和9年3月31日	屋久島町（口永良部島を除く）	第3期計画
4	ニホンジカ	令和4年4月1日～ 令和9年3月31日	県内の以下の市町村 （鹿児島市、鹿屋市、枕崎市、阿久根市、出水市、指宿市、西之表市、垂水市、薩摩川内市、日置市、曾於市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市、志布志市、南九州市、伊佐市、始良市、さつま町、長島町、湧水町、大崎町、東串良町、錦江町、南大隅町、肝付町、中種子町、南種子町）	第6期計画
4	イノシシ	令和4年4月1日～ 令和9年3月31日	県内全域 （但し、西之表市、三島村、十島村、中種子町、南種子町、屋久島町、喜界町、和泊町、知名町、与論町を除く）	第4期計画

2 指定管理鳥獣捕獲等事業

ニホンジカ、イノシシの生息数と被害の関連性等の観点から、第二種特定鳥獣管理計画の目標を達成のため、既存の個体群管理のための事業に加えて指定管理鳥獣捕獲等事業を実施することが必要な場合に実施するものとする。

実施期間については、原則として第二種特定鳥獣管理計画期間内で定めるものとし、原則として1年以内のものとする。

また、必要に応じて隣接県と連携を図りながら、広域的な個体群管理を図るものとする。

3 実施計画の作成に関する方針

個体群管理の基礎となる被害調査、生息密度調査、捕獲等のモニタリングを行い、学識経験者等による検討委員会において検証し、特定計画等の計画に適切に反映させるよう努める。

第七 鳥獣の生息状況の調査に関する事項

1 方針

鳥獣の生息状況の調査は、法第78条の2に基づき実施に努める。
県内に生息する鳥獣の実態を把握し、保護管理の基礎資料とする。

2 各種調査

○ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査

毎年1月中旬、全国一斉調査の一環として、越冬状況を明らかにするため、種別の生息数や生態の調査を実施

○希少野生鳥獣調査

鹿児島県レッドデータブック2016改訂のため、必要に応じて調査を実施

○狩猟鳥獣生息調査

キジ、ヤマドリ、キツネに関する生息数等の調査を実施

○放鳥効果測定調査

キジの出合数や捕獲実績の調査を実施

○第一種、第二種特定鳥獣及び指定管理鳥獣の生息状況調査

ニホンジカ、イノシシの生息状況等の調査を実施

3 法に基づく諸制度の運用状況調査

鳥獣保護区並びに休猟区の指定、管理等を適正に行うため、対象となる地域において鳥獣の生息状況、生息環境、被害等の計画的・継続的な調査を実施

鳥獣を狩猟、許可捕獲（主に有害鳥獣捕獲）及び指定管理鳥獣捕獲等事業等により捕獲した者は、捕獲個体に関する情報や捕獲位置に関する情報を報告させる。

4 新たな技術の研究開発・普及

銃猟については、誘引狙撃や夜間銃猟など、わな猟については新しい猟法の開発や ICT 等を活用した捕獲技術の普及に努める。

第八 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項

1 鳥獣行政担当職員

鳥獣保護管理事業が円滑に実施できるよう職員を配置するとともに、計画的に研修を行い専門知識の向上を図る。

2 鳥獣保護管理員

鳥獣保護管理員は、鳥獣の保護管理又は狩猟制度についての知識、技術及び経験を有し、鳥獣保護への熱意を有する人材から任命するものとし、その配置に当たっては鳥獣保護区等の数、狩猟登録を受けた者の数、取締りの実施状況、鳥獣保護思想の普及啓発状況等を

勘案し適切に行う。

なお、設置人数は102人を基準とする。

3 保護及び管理の担い手の育成及び確保

鳥獣の保護管理の強化が求められている地域においては、鳥獣の生息状況も踏まえた有害鳥獣捕獲や個体数管理の適正かつ効果的な実施、地域住民への被害防止対策の普及等の活動を行い、保護管理の担い手となる人材の育成・確保に努めるものとする。

また、狩猟者は、狩猟活動を通じて鳥獣の目撃情報の提供や個体数管理への協力等、鳥獣の保護管理の担い手として大きな役割を担っており、その責務の重要性について、狩猟者の意識・自覚の高揚に努める。

なお、狩猟者の減少及び高齢化が進行しているため、狩猟団体等の協力を得てその実態を詳細に把握するとともに、狩猟者の増加のための有効な対策を講じるものとする。

狩猟事故や違法行為の防止を図りつつ、狩猟の公益的役割について普及啓発を行う。

狩猟関係の手続きの更なる利便性の向上や狩猟者に対して狩猟の知識・技術向上を図るための取組を行う。

4 取締り

「違法捕獲の取締り」、「違法飼養の取締り」、「狩猟事故防止・狩猟違反行為の取締り」については、必要に応じて警察当局や鳥獣保護管理員、関係市町村職員と協力して、迅速かつ適正な取締を実施するとともに、事故・違反の根絶に努めるものとする。

5 必要な財源の確保

狩猟税の趣旨を踏まえ、鳥獣行政の実施に対し効果的な支出を講じる。

第九 その他

1 狩猟の適正管理

狩猟鳥獣の種類、区域、期間又は猟法の制限、狩猟者の登録数の制限、狩猟に係る規制地域の指定等の各種制度を総合的に活用することにより、地域の事情に応じてきめ細かに実施する。

2 傷病鳥獣救護への対応

傷病鳥獣救護の実施に当たっては、目的及び意義を踏まえ、鳥獣の管理を行うことが必要な種以外の救護を優先するなどの対応を図る。

傷病鳥獣の保護については、県獣医師会に所属する県内各地の指定診療施設で、治療・サポートが受けられる体制を整備する。

収容に当たっては、鳥獣保護管理法、種の保存法、外来生物法、動物の愛護及び管理に関する法律、文化財保護法等関係する法令に基づき、必要な手続きを行う。

外来生物法に基づく特定外来生物に該当する鳥獣については、原則として、できる限り苦痛を与えない方法で致死させるものとする。

高病原性鳥インフルエンザに感染した疑いがある鳥類、または、隣接県もしくは県内で高病原性鳥インフルエンザが発生している時期に収容された鳥類は、診療施設に搬送せず、隔離収容又はできる限り苦痛を与えない方法で致死等の処置をとることとする。

3 油等による汚染に伴う水鳥の救護

県は、大規模な油汚染事故等複数の行政区域にまたがって大量の傷病鳥獣が発生した場合に備え、関係地方公共団体が、互いに情報の収集や提供等を行い、救護活動が円滑に実施されるよう、連絡体制を整備するものとする。

4 感染症への対応

高病原性鳥インフルエンザについては、人獣共通感染症であり、かつ、家禽への影響が

大きいことから、環境省が示す「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」に基づき、ウイルス保有状況調査等を実施する体制を整備するとともに、農政部局等と連携・調整し適切な対応に努める。

豚熱（CSF）、アフリカ豚熱（ASF）については、農政部局と調整しながら野生イノシシにおける感染確認検査を実施する。また、県内や隣接県で感染が確認された場合は、「CSF・ASF対策としての野生イノシシの捕獲等に関する防疫措置の手引き」等に基づいた防疫措置を徹底し、捕獲等を実施するよう指導する。

5 普及啓発

愛鳥週間を中心に、愛鳥ポスターコンクール等を実施し、鳥獣保護思想の普及啓発を行うとともに、市町村・学校関係・日本野鳥の会・県猟友会をはじめとする関係団体・NPO等との協力体制の整備をより一層図るものとする。

鳥獣への安易な餌付けは、人の与える食物への依存や人馴れが進むことなどによる人身被害、農作物被害、個体間の接触が進むことによる感染症の拡大など、生態系や鳥獣保護管理への影響を多大に生じさせるおそれがあるため、安易な餌付けの防止に努めるとともに、県民への普及啓発を積極的に推進するものとする。

鳥獣保護区内に巣箱の設置や水鳥の観察施設等を整備するよう努めるものとする。

愛鳥思想高揚のための教育、クラブ活動が活発で、他の模範となる小・中学校等を愛鳥モデル校として指定する。

指定校には資材の貸与や県職員等がバードウォッチング等環境教育に関する指導助言を行う。

指定期間は3年とし、更新可能とする。

捕獲規制制度、飼養登録制度、狩猟制度及び鳥獣捕獲許可及び鳥獣飼養登録についての市町村等への指導とともに、特に一般県民に関係のある事項等については、ホームページや広報誌への掲載等により周知を図る。